

関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書
(国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書兼用)
関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

令和 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税 関 長 殿

届 出 者
住 所
氏名又は名称
電 話 番 号
輸出入者符号
代表者氏名（法人の場合）

- ☐ 年 月 日以後保存等を行う関税関係帳簿及び国税関係帳簿について、関税法第12条の2第3項及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第8条第4項の特例の適用を取りやめますので、関税法施行規則第2条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第2項の規定により届け出ます。
・特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日： 年 月 日
- ☐ 年 月 日以後保存等を行う関税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、旧関税法第7条の9第2項・第67条の8第2項・第94条第3項において準用する旧電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第1項の規定により届け出ます。

1 所轄外税関長を経由して提出する理由（所轄外税関長を経由して提出する場合）			
2 電磁的記録等による保存等をやめようとする関税関係帳簿書類の種類名称等			
帳簿書類の種類名称	当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所
	年 月 日	☐ 電磁的記録 ☐ COM ☐ スキャナ	
	年 月 日	☐ 電磁的記録 ☐ COM ☐ スキャナ	
	年 月 日	☐ 電磁的記録 ☐ COM ☐ スキャナ	
3 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由			
4 その他参考となる事項			
所轄税務署長への届出（ ☐ 有・ ☐ 無（有の場合、届出書を提出した年月日： 年 月 日 所轄税務署長： ））			
旧関税法第94条第3項等において準用する旧電帳法第4条第3項の規定による電磁的記録の保存をやめようとする場合の基となった書類の保存の状況（ ☐ 保存している・ ☐ 廃棄した）			

《注意事項》 関税法施行規則第2条第2項及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第2項の規定により届け出る場合は、項目1～3の記載は必要ありません。